

[事案 27-109]新契約無効等請求

・平成 27 年 8 月 11 日 不受理決定

<事案の概要>

昭和 44 年 7 月から平成 3 年 2 月に加入した契約について、契約申込書が偽造されたことを理由に、既払込保険料の全額返還等を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり、業務規程第 24 条 1 項 7 号および 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。

新たに提出された証拠にもとづき審議したが、これによっても別件申立てにおける判断（事実認定が著しく困難もしくは不可能であるとの理由で裁定手続を打切りとした判断）を変更することはできないとの結論に至った。したがって、本件申立の請求はいずれも過去の当審査会において、判断が示された申立内容であり、かつ、当審査会において、事実認定を行うことは著しく困難もしくは不可能である。